

麻酔科標榜医制度の概要

概要	「麻酔科」の標榜に当たっては、当該診療に従事する医師について、医療法(昭和23年法律第205号)第6条の6第1項の規定に基づく厚生労働大臣の許可が必要。
許可の基準	基準Ⅰ 医師免許を受けた後、麻酔の実施に関して十分な修練(麻酔指導医の実地の指導の下に専ら麻酔の実施に関する医業を行うこと)を行うことのできる病院等において、2年以上修練をしたこと 基準Ⅱ 医師免許を受けた後、2年以上麻酔の業務に従事し、かつ、麻酔の実施を主に担当する医師として気管への挿管による全身麻酔を300症例以上実施した経験を有していること
審査方法	医道審議会(医道分科会麻酔科標榜資格審査部会)による書面審査(年3回)
更新制	なし
制度開始	昭和35年
許可数	約24,580名(令和5年4月1日時点)

※麻酔科を広告するときは麻酔科標榜許可をうけた麻酔科医の氏名を併せて広告しなければならない。